

【令和2年9月9日版】8月23日の説明会の資料から時点修正をしてあります。修正箇所には黄色の線が引いてあります。

「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」

ボーイスカウトとあそぼう！

ワクワク自然体験あそびマニュアル①

—「体験活動の進め方」編一



目 次

1 「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」の目的	1
2 本事業の対象者と実施に際しての基本的な考え方	1
3 本事業におけるスカウト募集について	1
4 「そねえよつねに共済」について	2
5 新型コロナウイルス感染症の対応について	2
6 「子ども自然体験活動推進協議会」について	2～3
7 都道府県・市区町村等との連携（一例）	3～5
8 公立学校との連携にあたってのポイント	5
9 体験活動を展開する上でのポイント（一例）	5～6
10-1 母親に響く「ボイスカウト」についての説明のポイント①	7
10-2 母親に響く「ボイスカウト」についての説明のポイント②	7～8
11 「体験活動キット」の提供	8
12 エンタープライズで提供できる教材	9
13 アンケートの実施	10～11
14 セーフ・フロム・ハーム	11
15 対象となる経費の取扱いーある活動を例に	12

1 「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」の目的

本事業は、文部科学省が所管する「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」（以下、「本事業」という）を受託して実施するものです。文部科学省の定める「委託要項」には、本事業の趣旨として、「今般の新型コロナウイルス感染症の影響による屋外での活動の減少や未知の感染症に対する不安感などは、子供たちの成長にとって良くない影響を及ぼす恐れがある。よって、本事業において、各地域の感染状況及び感染防止に十分留意した上で、自然の中での体験活動を充実する取組を全国的に展開することで、子供たちを取り巻く環境に生じている閉塞感を打破するとともに、子供たちの元気を取り戻し健やかな成長を図る」とあります。当然のこととして、受託者としては、この趣旨を逸脱して事業展開をすることはできません。

2 本事業の対象者と実施に際しての基本的な考え方

本事業は、全国の小学生、中学生を対象としています。したがって、当然、加盟員であるスカウトも本事業の対象者に含まれます。しかし、「委託要項」には、事業実施の際には、「委託先に加入する会員に限定せず、広く募集を行うよう留意すること。」とあり、スカウト以外の地域の子どもたちに広くその機会を提供する必要があります。

今回は、公益財団法人の使命に鑑み、本事業を受託しましたが、実際に事業実施をお願いする団（県連盟、地区）のみなさんには、本事業のために新たに自然体験活動の実施をお願いするものではありません。みなさんが、普段、非加盟員である地域の子どもたちを対象に行っているボーイスカウト体験活動（スカウト募集活動）の実施をお願いするものです。ただ、本事業は「自然体験活動推進事業」であり、「委託要項」に「近隣地域の自然（屋外）環境を有するエリア（例：山岳・山麓・河川・湖・海浜・公園（自然環境を有する）等）を中心としたプログラムを行うこと」とされていることにご留意ください。

なお、「小学生、中学生の範囲で対象学年を限定することは差し支えない」と文部科学省から回答を得ています。

また、本事業には、小学校入学前の子どもは対象外となっていますが、小学生の弟、妹や年下の友達等と一緒に参加することも想定され、参加を一律に断ることはできないと考えています。文部科学省からは、「小学生、中学生対象の事業であるが、主従逆転をしない範囲で受け入れることは差し支えない」との回答がありましたので、柔軟な対応をお願いします。なお、この場合、経費については支出することが可能です。

3 本事業におけるスカウト募集について

本事業の目的は、1で述べたとおりです。しかし、青少年育成団体を育成することも文部科学省の施策であることから、例えば、参加者やその保護者にボーイスカウトの資料を渡すこと、その説明を行うこと、次回以降の隊集会などへの参加を促すことなどを事実上の行為としては行えるものです。スカウト募集を全面に押し出すことはできませんのでご注意ください。

4 「そねえよつねに共済」について

事前に加入手続きが必要になります。手続き方法については、別途、説明します。
なお、そねえよつねに共済は、令和3年3月31日まで有効であることから、今後の体験活動へ誘う有効な手段の1つになり得ます。

5 新型コロナウイルス感染症の対応について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子供たちを取り巻く環境に生じている閉塞感を打破するとともに、子供たちの元気を取り戻し健やかな成長を図ることを目的として、各地域の感染状況及び感染防止に十分留意した上で実施するものです。したがって、感染状況が拡大している地域では、7月4日付け20-388号（教育開）にて発出した「新型コロナウイルス感染への対応について（第10報）」のとおり、県連盟の方針に則り、本事業を計画している場合でも、延期又は中止としていただくようお願いします。

また、延期とされる場合は、感染状況が落ち着くことが前提となります。秋以降の気象条件等を考慮され、令和3年3月までの間に可能な範囲で実施していただくようお願いします。

なお、事業が中止となった場合、準備に要した経費については原則として、本事業の委託経費から支出することになります。

会場用の感染症対策費（10,000円）は、消毒薬やマスク等を購入してください。マスクについては、参加者には持参するようお願いをしてありますが、念のために予備を用意するようお願いします。検温については、通常の活動と同様の対応としてください。

また、万が一、本事業の参加者に発熱等の症状が出た場合には、県連盟の指示にしたがって、関係機関に報告をすると共に、参加者への連絡をお願いします。

6 「子ども自然体験活動推進協議会」について

(1) 「子ども自然体験活動推進協議会」の意義

「子ども自然体験活動推進協議会」については、7月26日に開催した「文部科学省委託事業に関するオンライン説明会」において、広報機能を担うと説明させていただきました。文部科学省の委託事業でもあり、また、いくつかの県連盟には都道府県の教育委員会から本事業の受託のオファーがあったことから、教育委員会等の行政機関をこの協議会の構成員とすれば、学校を通じて多くの児童生徒に周知用のチラシを配付することができると思ったからです。

しかし、教育委員会等の行政機関の協力を得難い場合でも、本事業の公益性あるいは青少年育成団体（PTA、ガールスカウト、子供会など）、地域奉仕団体（ライオンズクラブ、ロータリークラブなど）、野外教育や体験学習を行っているNPOや市民団体、町内会・自治会など幅広い団体の協力を得て、地域に根付いたスカウティングを展開することは今後の「社会との協同」の観点からも有益なことから、協議会の位置づけは大変重要なものであるといえます。

また、本事業の経費が全額国費で賄われることから、加盟員だけでなく第三者を協議会の構成員にすることは経費支出の透明性を確保することからも重要であり、協議会の会計監査等の職に就いていただくことを推奨します。

(2) 「子ども自然体験活動推進協議会」の役職

本協議会の協議会長には県連盟理事長、事業推進担当者には県連盟コミッショナー、事務係には県連盟事務局長を充ててください。また、会計係も加盟員又は事務局職員を充てるようにお願いします。

なお、少なくとも副協議会長と(1)で述べたように会見監査については、加盟員以外の方から選出するようにお願いします。

(3) 「子ども自然体験活動推進協議会」の開催

本協議会は2回を目安に開催してください。主な議題としては、次のものが挙げられます。また、必要に応じて、協議会長の招集により協議会を開催することはできます。

第1回	会則の決定、役職の決定、事業計画の承認、予算案の承認
第2回	事業報告（事業実績、評価・反省）のとりまとめ、決算の承認

7 都道府県・市区町村等との連携（一例）

(1) 都道府県・市区町村や教育委員会からの後援

（資料1－1 「名義後援の申請書の一例」を参照）

一般的に、都道府県・市区町村や教育委員会の後援は「名義後援」といって、一定の基準を満たしている場合は申請書を提出するだけで簡単に手続きができます。都道府県・市区町村によって、この基準は多少異なりますが、概ね次の3点を満たしていることが必要です。

- ・公益法人等の公共性の強い団体や法人格を有していないくとも公共の福祉に係る事業を行うことを主たる目的としている団体が主催していること。
- ・堅実な活動実績があり、事業遂行の意志及び能力が十分にある団体であること。
- ・公共の福祉（青少年の健全育成など）ために奨励すべきもので、かつ域内での行事であること。

この「名義後援」の承認が得られると、チラシ等の広報媒体に「後援：●●県（市区町村）・●●県（市区町村）教育委員会」と明記できるようになります。その他の便宜供与は特に無いのが一般的ですが、市区町村によっては域内の小学校や中学校にチラシ等を配付してもらえる場合があります。便宜供与が一切無くても、チラシに都道府県・市区町村や教育委員会が後援をしていることを記載できれば、それだけでそのイベントの信頼感を高めることができ、参加者を増やす1つの有効な手段になります。

申請の手続きは、都道府県・市区町村の青少年行政所管課、教育委員会の生涯学習所管課となります。市区町村の定める申請書のほか、事業計画書が必要になります。また、終了後には簡単な報告書を求める市区町村もあります。

団が個別に申請するのは煩雑になりますので、地区で一括申請することをお勧めします。ただし、都道府県・市区町村によっては、一括申請を認めていない場合もありますので、一度、市役所と教育委員会に早目にご相談ください。その際、本事業が文部科学省の受託事業であることを伝えると円滑に申請手続きが進むと思われます。

【一括申請をする場合】

- ・主催を各団ではなく地区とすることが必要です（＝事業計画書を地区単位で作成）。
- ・チラシ等の広報媒体には、全ての体験活動の日時、場所の記載を求められることが多いです。

(2) 「報道発表資料（プレスリリース）」の作成と提供

（マニュアル②「広報編」を参照）

県庁又は一部の市区町村には、報道各社の記者が加盟する記者クラブがあります。別途提供するフォームにしたがって、「報道発表資料（プレスリリース）」を作成し、チラシを添えて記者クラブに提供してください。

記者クラブへの「報道発表資料（プレスリリース）」は基本的には誰でも提供できることになっています。詳しくは、都道府県・市区町村の報道担当（広報広聴）所管課に問い合わせをしてください。なお、都道府県・市区町村、教育委員会の後援が認められた場合、後援を許可した部署に相談をすると円滑に記者クラブへ情報提供ができます。

また、今回のような事業の場合、「報道発表資料（プレスリリース）」を提供するタイミングは3回あります。

- ・事前告知型：概ね事業実施の1ヶ月程度前に「報道発表資料（プレスリリース）」を提供し、「●月●日にこんなイベントがあります」と記事にしてもらうことを目指します。
- ・当日取材型：事業実施の1週間程度前に「報道発表資料（プレスリリース）」を提供し、当日の取材を呼び掛けます。
- ・事後報告型：事業終了後、写真を添えて「報道発表資料（プレスリリース）」を提供し、「●月●日にこんなイベントがありました」と記事にしてもらうことを目指します

今回は、事前告知型でご対応いただくのが最も効果的だと思われます。

団が個別に「報道発表資料（プレスリリース）」を提供するのは報道機関にとって同じような資料を何度も受け取ることになり煩雑になりますので、地区で一括して提供することをお勧めします。

(3) 都道府県・市区町村が発行する住民向けの広報紙・ホームページへの掲載

通常のボイイスカウトの行事は、非加盟を対象としている場合でも特定団体のイベントとみなされ、都道府県・市区町村が発行する住民向けの広報紙等への掲載は認められないのが一般的です。しかし、今回の事業は、「1 『子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業』の目的」で述べたように極めて公益性が高く、文部科学省の受託事業であることから、掲載をしてもらえる可能性があります。

詳しくは、都道府県・市区町村の報道担当（広報広聴）所管課に問い合わせをしてください。なお、都道府県・市区町村、教育委員会の後援が認められた場合、後援を許可した部署に相談することをお勧めします。

(4) 都道府県・市区町村のPTA協議会（連合会）からの後援とチラシの配付

今回の事業の場合、都道府県・市区町村の教育委員会を通じのチラシの配付ができなくとも、都道府県・市区町村のPTA協議会（連合会）の後援を得て、PTAのルートを用いて学校にチラシを配付できる可能性は高いと考えられます。

都道府県・市区町村のPTA協議会（連合会）は任意団体であることから、後援の手続きはそれぞれのPTA協議会（連合会）によって全く異なります。詳しくは、教育委員会の総務担当課に問い合わせをしてください。また、PTA会長等の職に就いている加盟員がいれば、その方のルートを使うのも有効な手段といえます。

8 公立学校との連携にあたってのポイント

(1) 学校の置かれている状況

今日の学校は、いじめ、不登校等の諸課題の他に、昨今注目されるようになってきた子どもの貧困への対応などの様々な課題を抱えています。また、子どもの教育の多くが学校教育の責任に転嫁される傾向にあるなど、教員の多忙化は社会問題にもなっています。

(2) 学校からの支援を得るために

今回の事業は文部科学省からの受託事業ですが、それだけで学校がチラシの配付などに協力してくれることは少ないと考えられます。そのため、県連盟（地区）は、教育委員会にチラシの配付などの協力を依頼し、教育委員会から学校へ一報入れてもらうことが有効的であるといえます。

また、実際に配付するにあたっては、团委員長なども学校へ同行し、校長等の管理職へ挨拶をするなど顔の見える関係を築くことが大切です。そうした中で、今後の活動に学校施設を貸してもらうなどの便宜供与を受けられるようになることが多いようです。

なお、チラシをクラスごとの人数に束ねるなど、可能な限り教員の負担を減らす配慮を行ってください。

9 体験活動を展開する上でのポイント（一例）

(1) 受付時

①本事業用にデザインした別にお示しする「名札」を用いてください。参加者の氏名を事前に名札にプリントしておく場合は、間違いないようにタブルチェックをしながら充份気を付けてください。保護者は我が子の名前を間違われただけで、不信感を抱きます。

②学年によっては、名札の名前を平仮名書きにするよう配慮してください。

③名札の裏面は敢えて作成をしていませんので、団で自由に使ってください。団の紹介（ホームページのQRコード）や参加者の学校別学年別の人数など記載しておくのも効果的です。保護者は、心理的に我が子の名前を書いてあるものは捨てにくいものですから、名札もPRツールになり得ます。

④受付では、別途「広報編」で説明する本運動の普及啓発資料を保護者にお渡しください。なお、その際は、団の紹介や月間プログラムなども一緒に渡すようお願いします。日本連盟の作成する普及啓発資料は、全国で使用するものですから、概括的なものにならざるを得ません。「体験活動で、ボーイスカウトのパンフレットを貰つたが、自分の子どもが具体的にどんな活動をするか分からぬ」という声は母親の間に根強くあります。個別、具体的な活動内容が分かる資料は、必ず普及啓発資料と一緒に渡してください。

(2) 受付終了後

①受付が終わってから本事業の開始までは、一度参加者を保護者の元に戻したり、ただ待ってもらうことはせずに、ベンチャースカウトやローバースカウトと一緒に簡単なゲームなどをして過ごすと、参加する子どもの緊張感が和らぎ、体験活動にスムーズに入り込めます。

(3) 体験活動中

①参加者は、初めてスカウティングに接する子どもですから、あまり形式的な開会セレモニー等を実施するよりも、柔らかな雰囲気の中で体験活動を始めるのも検討に値すると思われます。

②本事業においては、可能な限り、ベンチャースカウトやローバースカウトに活躍の機会を提供いただくようお願いします。そして、保護者には「この活動を続けていくと、将来、このような青少年に育ちます」という説明をしてください。我が子の将来の姿を想像できると、「ボーイスカウトに我が子を入れてみよう」という意識は高くなる傾向にあります。

③一般的に、保護者は我が子の様子を見ていたいものです。したがて、一定時間は、自由に活動の様子を見てもらうことも大切です。その際に、成人指導者が活動的目的や意義を個別に説明すると、保護者の興味と関心をボーイスカウトに向かせることができます。

④しばらく間、活動の様子を見てもらったら、保護者を集めて受付時に配付した資料を用いてボーイスカウトのことを説明してください。普段、団で行っている説明会の内容で結構ですが、その際のポイントは後述します。

⑤本事業にあたっては、「そなえよつねに共済制度」に加入していること、併せて、令和3年3月31日までがその有効期間であることから、「今後も是非遊びに来てください」という趣旨の言葉を添えてください。

10-1 母親に響く「ボーイスカウト」についての説明のポイント①

一般的に、母親がわが子の成長に次のようなことを期待しています。以下に挙げる視点からこの運動の特徴を説明してください。

(1) リーダーシップを発揮できる子、自ら発言・自己表現できる子になって欲しい。

学校ではリーダーシップを発揮できる機会が少ない子にも、ボーイスカウトでは、指導者が意識的にその場を作っています。例えば、学校ではできる子、する子はいつも決まっています。スポーツ少年団では、いつも上手い子がレギュラーになります。しかし、カブスカウトでは必ず、組長か次長を経験させていることなどを説明してください。また、発表や自己表現の場は、どのスカウトにも平等に機会があることを併せて説明してください。

(2) 野外で活動をさせたい。

ボーイスカウトは「野外が教場」であることを説明してください。ただし、発達段階に応じて5つの部門があり、年齢に応じて、累進的に活動を行っていることを説明しないと、ビーバー部門で過度な野外活動を期待し、失望させてしまう可能性があるので、注意が必要です。

(3) 判断力、考える力を持たせたい。

この運動の成り立ちは、「Scouting for Boys」を読んだ少年たちが自然発生的にその真似を始めたことにあります。この成り立ちから、伝統的にボーイスカウトは子どもたちの自発性を大切しています。この自発性を大切することこそが、考える力を育む大きな原動力となっていることを説明してください。

10-2 母親に響く「ボーイスカウト」についての説明のポイント②

この運動の特徴を次の視点から保護者に説明をしてみてください。この視点は、母親視点で見るボーイスカウトのPRポイントです。

(1) キーワード「仲間」—家庭でも、学校でもない仲間と居場所がある。

- ①一生付き合っていくことのできる仲間と出会える。
- ②仲間の中で一人ひとりの個性を活かし、認め合いながら成長することができる。
- ③他の学校、異年齢の仲間と関わりを持つことができ、子どもの居場所が増える。
- ④世界中に同じ仲間がいる。
- ⑤共に挑戦する仲間がいて、それを見守る指導者がいる。

(2) キーワード「自然」—野外活動を通じて、「生きる力」を身に付ける。

- ①自然の中で活動し、日常生活では得られない体験を通じて、子どもが自分自身で成長していく。
- ②(昨今の防災意識の高まりを受けて)普段のボーイスカウトの活動が、防災プログラムに繋がっている。

(3) キーワード「挑戦」－困難なことでもあきらめないでやり遂げる力を身に付ける。

- ①ワクワク、ドキドキ、そしてちょっとハラハラするプログラムを展開している。
- ②仲間と共に、考えて、工夫して、失敗して、逞しくなる。
- ③目標に向かって、仲間で考え、助け合い、協力することの大切さを体験を通じて学ぶ。
- ④家庭では体験できない、年代に応じたダイナミックな プログラムがある。

(4) キーワード「多様性」－ボーイスカウトの持つ雑多さがスカウトを逞しくする。

- ①学校とは異なる別のコミュニティを持つことになる子 どもたち。

→1つの学校からでなく、複数の学校からスカウトが集まっているので、スカウトにとっては学校の人間関係を引きずらない別のコミュニティを持つことになり、人間関係に深みが出る。

- ②子どもたちを見守る様々な価値観を持った指導者たち。

→多くの指導者がスカウトたちを見守る。その指導者た ちは、年齢も職業も様々で多様な価値観の集合体であり、その様な価値観を通して1人のスカウトの成長を支援していく。親や学校の先生以外の大人に子どもが褒められたり、相談できたりする点に魅力を感じる保護者は多い。

- ③どんな子どもでも何か興味持てるバラエティに富んだプログラム。

→野球やサッカーなどの体育的活動、ピアノや書道のような文化的活動であってもそれだけの活動となるが、ボーイスカウトは進歩課目を通じて様々なことを経験する。

11 「体験活動キット」の提供

会場ごとに、次の「体験キット」を提供します。配達は、県連盟事務局に一括配達となりますので、ご承知おきください。

体験活動ノート	A5判 16ページ程度	50冊	
活動袋（手提げ）	縦39cm 横33cm 程度（握り手を含まない）	50枚	

12 エンタープライズで購入できる教材（一例）

 <p>舞ぎり式火起こし器 4,074 円（税込） 木と木の摩擦で火を起こす文明の原点を実感できるもので、体験用にはもってこいな品です。</p>	 <p>弓ぎり式火起こし器 2,750 円（税込） 火起こしの実感が得られる、少し難易度の高い道具です。</p>
 <p>火切り板 880 円（税込） セットの火切り板を多くの回数ご利用いただくと、穴の箇所が摩擦で焼け、黒くなり、火種が落ちづらくなります。交換・予備用に。</p>	 <p>火切りギネ 660 円（税込） 火おこし器の先端部分の交換用のパーツになります。多くの回数ご利用いただくと、摩擦で焼け、黒くなり、火種が落ちづらくなります。5本入りです。</p>
 <p>かんなくず 374 円（税込） 火起こし器などでご利用いただけるかんなくずです。</p>	<p>詳細は、オンライン・スカウトショップをご覧ください。 https://www.scoutshop.jp/view/category/camp-goods</p>

※上記の他の用品について、資材の在庫状況もありますので、利用の2～3週間前にご注文ください。（資料1－2「ワクワク自然体験遊び 資材注文書」を参照）

13 アンケートの実施

本事業の実施に当たっては、文部科学省から参加者（子ども）に対して2回（事業参加前、事業参加後）のアンケート実施を求められています。アンケートの内容は、文部科学省から示されています。その基本的な実施方法は、次のとおりです。

（資料1－3 「アンケート（加盟員用）」を参照）

	加盟員の場合	非加盟員の場合
事前アンケート	<p>団で<u>集計結果のみ</u>を別途、お示しするURLにアクセスし、入力してください。</p> <p>お手数ですが、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、アンケートの対象は、<u>小学校3年生から中学校3年生まで</u>となります。</p>	<p>チラシに印刷されているQRコードから「参加申込フォーム」にアクセスし、必要事項を入力することによって、<u>参加申込みとアンケートの回答の両方が完了</u>します。</p> <p>団は、別途、お示しするURLにアクセスし、参加者の状況を把握してください。参加者情報は、エクセルでダウンロードできます。</p>
事後アンケート		<p><u>日本連盟</u>より、参加者あてにアンケートのご協力の依頼文と普及啓発資料を郵送します。</p> <p>QRコードから「アンケートフォーム」にアクセスし、必要事項を入力することによって、回答をしてもらいます。</p>

（1）加盟員の事前・事後アンケートについて

①アンケート集計結果入力URL

事前：後日、お知らせします。

事後：後日、お知らせします。

②事前アンケートは、参加する意思のあるスカウト（小学校3年生から中学校3年生まで）は全員分を集計してください。後日、参加しなかったスカウト分を差し引く必要はありません。

③事後アンケートは、参加したスカウトは全員分を集計してください。その場で、スカウトにアンケートを取り、概ね事業終了後2週間を目途に入力してください。

(2) 非加盟員の事前アンケート（参加申込み）

①QRコードから「参加申込フォーム」にアクセスすることを原則としますが、チラシには団等の体験活動の実施主体のメールアドレスやファックス番号も記載し、いずれかの方で参加申込みとアンケートの回答をして欲しい旨を記載します。なお、事前申込の無い方が会場に直接来た場合は、「そねえよつねに共済」に加入することはできませんので、9月4日付け事務連絡「令和2年度文部科学省委託事業『ボイスカウトとあそぼう！ワクワク自然体験あそび』各種情報発信、『そねえよつねに共済』の適用、その他ご連絡について」に基づき「レクレーション保険」に加入します。アンケートの回答を求める必要はありません。

(3) 非加盟員の事後アンケート

①日本連盟より送付する依頼文等については、後日、サンプルを県連盟あてにも送付します。

14 セーフ・フロム・ハーム

既に充分ご案内のことと思いますが、「セーフ・フロム・ハームガイドブック」を改めてご確認いただくようお願いします。

(https://www.scout.or.jp/sfh/wp/wp-content/uploads/2019/11/Safe_from_harm_Guidebook.pdf)

「『セーフ・フロム・ハーム』ガイドライン」には、次の7点が列挙されています。

- (1)すべての人の尊厳を尊重する。
- (2)すべての成人・青少年を平等に扱う。
- (3)相手の嫌がることは、自分が善意のつもりであっても行わない。
- (4)すべての人に対し、脅威を与えたる脅威を感じさせたりする言葉を遣わない。どのような悩みにも親身になって相談にのり、対応する。
- (5)ウェブサイトは誰でも見られることを意識して内容を選ぶ（個人情報、顔写真などを本人または保護者の許可なく投稿しない）。
- (6)活動中にスカウトの前で喫煙はしない。
- (7)スカウト活動中は飲酒をしない。

15 対象となる経費の取扱いーある活動を例に

時間	内容	費用用	
		想定される費用	委託経費
09：00	A駅集合、出席者確認 電車にてB公園へ移動		
		指導者交通費	対象
		スカウト交通費	対象
	スカウトハウスからB公園へ指導者の車で資材搬入	参加者交通費	対象
		ガソリン代	対象外
		有料道路通行代	対象外
		駐車場代	対象外
10：00	B公園に到着	指導者公園入場料	対象
		スカウト公園入場料	対象
		参加者公園入場料	対象
10：30	ワイドゲーム	プログラム消耗品 (耐用年数1年未満かつ取得価格税込み2万円未満)	対象
11：30	野外料理にて昼食	食材費	対象
		キッチン用消耗品費	対象
		燃料費	対象
		かまど・野外炊飯用具使用料	対象
13：30	自然観察	インストラクター謝金	対象外
15：00	休憩	お茶・おやつ	対象外
15：30	電車にてA駅へ移動	指導者交通費	対象
		スカウト交通費	対象
		参加者交通費	対象
16：30	解散		